

区民の声の公表 (令和3年6月受付分)

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
スポーツ施設の予約キャンセルと施設の運営管理について	<p>けやきネットを利用して大蔵第二運動場のコートを申込みました。当日は朝から雨だったため、管理事務所にキャンセルの電話をしたところ、当日キャンセルの受付は利用時間の2時間前からと言われました。 前日までは何時でも手続きできるのに、なぜ当日は制限するのですか。用事のためにその時間帯に連絡できないこともあります。他の施設も同じ対応ですか。</p>	<p>雨天等天候不良時のキャンセルについては、施設ごとにルールを定めています。総合運動場及び大蔵第二運動場では、直前まで天候がどうなるか判断が難しいことや、本来であれば自己都合のキャンセルであるにもかかわらず、天候を理由として無料キャンセルを求める利用者が一部見られたことから、以前より原則2時間前から受け付ける運営としています。また、ご利用者の皆様も可能な限り利用を希望されるため、このような運営方法について概ねご理解をいただいています。 しかしながら、遠方から来られる方などを中心に、より早く判断し2時間前よりも早い段階でキャンセルの連絡をしたいとのこともお声もいただいております。施設を運営する(公財)世田谷区スポーツ振興財団とともに、利用者の皆様にとってより良いキャンセル連絡の受付方法について検討していきます。</p>	スポーツ推進部 スポーツ推進課	<p>電話 03-5432-2742</p> <p>ファクシミリ 03-5432-3080</p>	令和3年6月4日	
	<p>けやきネットの施設を利用するにあたり、テニスコートに限らず会議室等も施設により管理の仕方が違うことがあります。区の公共施設は統一された同じ条件で運営管理されなければ利用者に対する公平性が保たれないと思います。</p>	<p>現在、けやきネットで利用できる施設は、区民センターや地区会館、高齢者集会所、総合運動場、公園、学校など約200ほどの施設があります。 施設の利用(開館時間や室数、利用可能種目、屋内・屋外等)や管理体制(管理人の有無による受付や室場の管理等)など事情がそれぞれ異なる施設が混在しており、運営方法の全てを統一するのは難しい面もありますが、なるべく統一したルールとなるよう引き続き努めていきます。</p>	地域行政部 地域行政課	<p>電話 03-5432-2251</p> <p>ファクシミリ 03-5432-3068</p>	令和3年6月4日	
小学校の給食におけるアレルギー対応について	<p>子どもに乳の食物アレルギーがあり、小学校の給食はおかずを除去食にするなどの配慮をしてもらっています。 一方で主食のパンは決まった業者からの購入となっているためか、保護者に対応を任せられています。 似たものを用意することが難しいことがあるので、できるだけ同じものが食べられるように、アレルギー対応のパンも給食で取り扱ってほしいです。</p>	<p>学校給食では、品質の安全性に配慮し、安定した供給が可能という理由から学校給食用パンを使用しています。具体的な安全管理については、小麦粉をはじめ、油脂などの副材料も含めた全ての規格を定め、厳選した原材料を使い、保存料や乳化剤等の食品添加物を使用しないなどの条件を満たしたパンとなっています。 アレルギー対応への取り組みとしては、卵不使用のパンは取扱いがあり、ナッツ類の使用について制限しています。 しかし、全てのパンに小麦粉と脱脂粉乳が使われていることから、小麦アレルギーもしくは、乳アレルギーをお持ちの方には、パンの代替品を持参していただいています。 乳アレルギーに対応するため、脱脂粉乳を使用しないパンの取扱いを製造元に依頼していますが、脱脂粉乳の粒子が細かいため、工場内での混入が懸念されることから、乳製品不使用のパンを安全に製造することは難しいとの回答を受けており、現状ではパンの代替品の持参をお願いする状況となっています。</p>	教育総務部 学校健康推進課	<p>電話 03-5432-2701</p> <p>ファクシミリ 03-5432-3029</p>	令和3年6月10日	
新型コロナワクチンの接種について	<p>新型コロナワクチンの2回接種を無事に終了しました。1回目接種では少し副反応が続きました。3週間後の2回目接種でも頭痛や関節痛など副反応が強りましたが、痛み止めの薬を飲み痛みが治まりました。夫には副反応はありませんでした。ワクチン接種を受けられてよかったです。医療従事者の方々ありがとうございました。</p>	<p>新型コロナワクチン接種にご協力いただきありがとうございます。 新型コロナワクチン接種について、引き続き区民の安全性に最大限配慮しながら、迅速かつ円滑な接種を実施していきます。</p>	住民接種担当部 住民接種調整担当課	<p>新型コロナワクチン接種に関するお問い合わせの専用ダイヤル 世田谷区新型コロナワクチンコール 0120-136-652 (令和3年7月1日から番号変更しました)</p>	令和3年6月14日	
新型コロナワクチンの保管について	<p>新型コロナワクチン接種ではワクチンが国内に着いてから接種までの期間の保存状況に不安があります。注意が必要ですので、関係者への周知をお願いします。</p>	<p>ワクチンの保管については、有効期限の確認や適切な温度管理などに十分に注意して行っていますのでどうぞご安心ください。</p>	住民接種担当部 住民接種調整担当課	<p>新型コロナワクチン接種に関するお問い合わせの専用ダイヤル 世田谷区新型コロナワクチンコール 0120-136-652 (令和3年7月1日から番号変更しました)</p>	令和3年6月14日	
第一庁舎解体に伴う要望について	<p>1 現在、第一庁舎ロビー右手の柱に埋め込まれているDOCOMOMO(ドコモモ) JAPANの認定プレートを新庁舎に場所に移設し、その説明を加えてください。併せて現庁舎建設時の事情等を詳しく解説し、大切な逸話を区民に伝え残してください。 2 第一庁舎が取り壊される前に、区民が屋上または最上階から周囲の眺望を楽しむ機会を提供してください。区庁舎から四方を眺めて想いを馳せたり現状を実感したりできる機会になると思います。</p>	<p>1 現在の計画では、第一庁舎1階ロビーのレリーフを新庁舎東棟1階の区民会館エントランスホールに復元、設置する予定であり、同様のスペースにdo.co.mo.mo_JAPAN(モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録調査および保存のための国際組織の日本支部)の認定プレートや庁舎に関する資料等の展示も検討しています。 新庁舎(1期棟)竣工を記念に、区民の皆様は庁舎の歴史や現庁舎とのつながり等を知っていただくとともに、庁舎との思い出を懐かしんでいただけるような、魅力ある展示スペースづくりに努めていきます。 2 現在、本庁舎の屋上は、安全面の観点から、設備関係者を除き来庁者や職員の立入りを一切禁止しており、また最上階も執務室等で利用しているため、セキュリティ上、来庁者が眺望できる場所はない状況です。現在のところ、区民の皆様は屋上や最上階等から周囲の眺望を楽しんでいただく予定はありませんが、解体前のイベントの一つとして参考とさせていただきます。</p>	庁舎整備担当部 庁舎管理担当課	<p>電話 03-5432-2088</p> <p>ファクシミリ 03-5432-3006</p>	令和3年6月14日	

粗大ごみ回収について	<p>1 インターネット申込について 町丁目の入力では、50音の表から町名の頭文字を選び、さらにスクロールして選択するなど手順が煩雑です。 品目選択画面では、家庭用シュレッダーはOA機器の「シュレッダ」として、「シュレッダー」と入力検索した場合、品目が見つかりません。</p> <p>2 処理券購入について 処理券はコンビニエンスストアで買わなくてはならず、支払方法は現金のみです。家庭で電子決済を利用して購入し、処理券を印刷して貼って出せるとよいです。</p> <p>3 ごみの持ち去りについて 朝出した粗大ごみが無断で持ち去られたのか「引き取りに来たのに粗大ごみがない」と日中に電話がかかってくるがありました。出し忘れでも持ち去りでも連絡が来ない仕組みにしてください。</p>	<p>1 インターネット申込について 粗大ごみのインターネット申し込みについてご指摘いただいた点を含め、区民の皆様にとって使いやすくなるよう、システム会社とともに検討していきます。</p>	清掃・リサイクル部 事業課	<p>電話 03-6304-3297</p> <p>ファクシミリ 03-6304-3341</p>	令和3年6月14日	
		<p>2 処理券購入について 電子決済が拡大する中で、その利便性については区としても認識をしていますが、粗大ごみ処理券のシステムが東京23区の共通システムであり、区単独で電子決済の導入を行うことができません。 現在、23区で電子決済の導入を検討していますが、電子決済サービス会社に支払う決済手数料が課題の一つとなっています。粗大ごみ処理券を取り扱う店舗には、区から取扱手数料を支払っていますが、非常に低廉な手数料で取り扱っていただいていることから、決済手数料を負担してもらうことも困難です。一方で、区が決済手数料を負担することも、新たな費用(税金で賄います。)の負担が発生することとなります。 電子決済の導入に向けてこれらの課題も踏まえながら、今後とも検討を行っていきます。</p>	清掃・リサイクル部 管理課	<p>電話 03-6304-3210</p> <p>ファクシミリ 03-6304-3341</p>	令和3年6月14日	
		<p>3 ごみの持ち去りについて 粗大ごみの収集に際し、申し込みがあった品物が見当たらない場合、収集作業員より連絡しています。これは粗大ごみを出し忘れる方も少なからずいらっしゃる中で、その場ですぐに品物を出していただき、効率的に収集するという観点で連絡をしているものです。持ち去りである場合もあるかと思いますが、出し忘れか持ち去りかという判断は難しいため、一律で連絡していません。</p>	清掃・リサイクル部 事業課	<p>電話 03-6304-3297</p> <p>ファクシミリ 03-6304-3341</p>	令和3年6月14日	
小中学生に配布したタブレットについて	<p>区が小中学生に配布したタブレット型端末を利用して、子どもがYouTube動画を長時間見ている。 視聴内容へのフィルタリング設定と視聴時間の上限設定を各家庭でできるように、フィルタリングアプリを区であらかじめインストールしてください。</p>	<p>区立小中学校の児童・生徒用として配備した学習用タブレット型端末については、YouTube等の動画コンテンツを学校教育で使用する必要があることや、先進自治体の事例、支援を受けている学識経験者のご意見等も踏まえ、有害サイトへのアクセスはフィルタリングソフト等により制限した上で、YouTubeアプリをインストールした設定としています。 学習用タブレット型端末で使用するアプリについては、いただいたご意見も踏まえ、今後、検討していきます。</p>	教育政策部 教育ICT推進課	<p>電話 03-5432-2969</p> <p>ファクシミリ 03-5432-3028</p>	令和3年6月14日	
店舗内での喫煙について	<p>東京都受動喫煙防止条例に違反して店内で喫煙をしている店舗があります。確認して対応してください。</p>	<p>区の受動喫煙対策に関する基本的な考え方としては、「基本的には、喫煙する人とならない人、双方が喫煙や受動喫煙による健康影響について正しい知識と理解を深め、互いに相手を思いやる行動をとることにより望まない受動喫煙の防止が図れるよう、取り組んでいくこと」としており、義務違反者等への対応は、「法制度等の趣旨や国・東京都のガイドライン等を遵守し、行政処分等自体が法制度等の目的でないことに鑑みて、啓発・助言を中心として、慎重な対応を行うこと」を基本とし、以下のとおり対応しています。</p> <p>1 区の受動喫煙相談窓口を委託により設置し、区民等からの苦情や通報を受け付け、苦情や通報のあった施設の管理者に対しては、委託事業者が電話または戸別訪問による普及啓発等を行い、改善を促す。</p> <p>2 委託事業者が繰り返し普及啓発等をして改善されないケースは、区職員が指導・助言を行う。 それでもなお、改善されないなど悪質な場合は、改正法・都条例に基づき、勧告・公表、命令、罰則の適用を慎重に検討し必要に応じ実施します。 情報提供いただいた店舗については、施設管理者へ事実確認を行い対応していきます。</p>	世田谷保健所 健康企画課	<p>電話 03-5432-2354</p> <p>ファクシミリ 03-5432-3022</p>	令和3年6月18日	
街中でのベンチ設置について	<p>商店街など街中にベンチを等間隔に設置してください。足の悪い高齢の母は、毎日の散歩途中で腰を下ろす所がありません。 高齢者や歩行などに障害がある方は、座れる場所がない等の理由から散歩を避け外出しなくなることもあるかと思えます。 全ての年代、全ての方が健康に幸せに暮らせる街づくりの一環として、まずは腰を降ろせるベンチの設置をお願いします。</p>	<p>区では、「ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、その中で道路、公園などには必要に応じてベンチを設置するよう定めています。さらに、歩行や移動に障害がある人や、妊婦、子どもをかかえた人など、長時間歩くことが困難な人でも、外出中にひと休みできる場をつくらうと、「座れる場づくりガイドライン」を作成し周知を図るとともに、現在、道路上にベンチを設置するための指針づくりを進めています。 これまで、座れる場づくりについては関係所管と連携しながら、バス停付近などを含む道路・公園・緑道などへのベンチの設置に加え、花壇の縁の部分に腰掛けるタイプ、修景用の石に腰掛けるタイプ、フェンスに腰掛けるタイプなど様々な工夫をしながら対応してきたところです。 しかしながら、ベンチを設置するには、その場所の安全性や、沿道住民のご理解、ご協力など様々な条件を考慮する必要があり、十分にベンチ等が設置できていない状況です。 今後も引き続き、設置可能な箇所にベンチなど座れる場づくりの創出に取り組んでいきます。</p>	都市整備政策部 都市デザイン課	<p>電話 03-6432-7151</p> <p>ファクシミリ 03-6432-7996</p>	令和3年6月22日	
環境審議会の傍聴について	<p>環境審議会の傍聴を希望していたのですが都合がつきません。 オンライン方式での傍聴だけではなく、動画配信をして広く区民に知らせてください。</p>	<p>7月13日開催の第1回環境審議会については、ご案内のとおり新型コロナウイルス感染症対策として、今回よりオンライン方式で開催することとしました。 審議の内容を区民の皆様にご覧いただくことは大変有意義であると考えています。区では、環境審議会の会議録をホームページに公開するとともに、議事要旨等を区政情報センター及び各総合支所(世田谷総合支所を除く)区政情報コーナーで公開していますのでよろしければご利用ください。 なお、会議内容の動画配信については、自由闊達な意見交換を阻害しないよう運営する上で各委員のプライバシーに配慮する必要がありますこと等から、現時点では予定していませんが、今後オンライン開催における傍聴制度のあり方については、区として検討していきます。</p>	環境政策部 環境計画課	<p>電話 03-6432-7128</p> <p>ファクシミリ 03-6432-7981</p>	令和3年6月25日	
ガードレールの設置について	<p>小学生の通学路である区道に交通安全のためガードレールを設置してください。</p>	<p>ご指摘いただいた区道は幅員6.5m弱の相互通行の道路です。ガードレールを設置するためには、例えば両側に設置する場合は11m以上、片側に設置する場合でも8.5m以上の道路幅員が原則必要です。そのためこの道路にはガードレールを設置できません。 ガードレール以外の交通安全対策として、薄く消えてしまった白線とカラー舗装の施工を実施します。</p>	土木部 工事第二課 粘土管理事務所	<p>電話 03-3417-9571</p> <p>ファクシミリ 03-3417-9573</p>	令和3年6月30日	
証明書自動交付機の表示について	<p>証明書コンビニ交付サービスを利用するとき、初期画面には「行政サービス 住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書など」とだけ表示されていて、課税証明書、納税証明書を取得できるかわかりません。初期画面に課税証明書、納税証明書も加えてください。</p>	<p>証明書コンビニ交付サービスの表示が分かりづらく、ご迷惑をおかけしました。 世田谷区では課税証明書、納税証明書を証明書コンビニ交付サービスで交付していますが、全国的には非対応の自治体もあります。 交付機の各メーカーでは画面表示にも創意工夫を凝らしていますが、初期画面は全国の自治体の住民が共通で使用することを踏まえた内容となっています。</p>	地域行政部 住民記録・戸籍課	<p>電話 03-5432-2236</p> <p>ファクシミリ 03-5432-3077</p>	令和3年6月30日	